

1. 草津市の就学前教育・保育の概要



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」

(1) 草津市の就学前教育・保育(公立保育所・認定こども園)

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる大切な時期であり、その時期の教育・保育は人間としての生き方に大きく影響します。

乳幼児は生活や遊びといった直接的・具体的な体験を通して、情緒的・知的な発達や社会性を身につけ、社会の一員として、よりよく生きるための基礎を獲得していきます。

このことをふまえて、本市では、下記の目標、めざす子どもの姿の実現に向けて取り組んでいます。

就学前教育・保育の目標 「心豊かでたくましく生きる子どもの育成」

めざす子どもの姿

- * いのちを大切に子ども 《健康・体力》
- * よく考え、主体的に行動する子ども 《学びの基礎力》
- * 人と豊かにかかわる子ども 《豊かな人間性》

(2) 入所・入園申込み

認可保育施設等に入所・入園するには、教育や保育の必要性を認定する「教育・保育給付認定（P4）」と、「入所（園）の申込」が必要です。（市内の私学助成のある私立幼稚園※に入園する場合は、教育・保育給付認定を受ける必要はありません。）

年度途中の施設の入所・入園の申込方法の概要は以下のとおりです。

※ 私学助成のある私立幼稚園：市内では若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園が該当します。

① 認可保育施設（保育認定）

認可保育施設（保育認定）の入所手続きは、各施設および草津市役所隣さわやか保健センター2階幼児課で受け付けております。締切は、入所希望月の前々月末日までとなっております（年末除く）。手続き方法は、保育所（園）・小規模保育施設・家庭的保育施設・認定こども園（保育認定）で共通となっております。詳細は、P11～38をご覧ください。

② 幼稚園・認定こども園（教育認定）

幼稚園・認定こども園（教育認定）の年度途中の入園手続きは、各園で随時受け付けております。新年度の令和7年度5月から入園を希望される場合についても、園ごとの募集となります。詳細は、P39～49をご覧ください。

《子どもの送迎について》

認可保育施設等の子どもの送迎については、保護者をお願いします。
（公立認定こども園（教育認定）は原則として、徒歩または自転車をお願いします。）

(3) 教育・保育給付認定

① 教育・保育給付認定とは

認可保育施設等で教育・保育を受けるために必要となる、「教育・保育の必要性」について、認定するものです。子ども・子育て支援新制度に基づき、認可保育施設等への入所・入園を希望する場合に、住民登録のある市町村に申請すると、認定証が交付されます。認定の変更手続や入所（園）が決定した施設に提示するなど、必要な場合がありますので、大切に保管してください。

※入所（園）を決定するものではありません。

② 教育・保育給付認定の区分

教育・保育給付認定は、子どもの年齢・利用を希望する施設の種類・保護者の状況（保育を必要とする事由P5）によって、1号認定・2号認定・3号認定のいずれかを受けることができます。

教育・保育給付認定の区分により、施設の利用可能時間（教育・保育時間）が異なります。（保育必要量P5（保育標準時間・保育短時間））

1号認定は教育認定です。

新制度に移行している私立幼稚園（※1）・認定こども園（教育認定）での教育を希望する子どもが対象となります。認定期間は満3歳以上から小学校就学前までです。

2号認定・3号認定は保育認定です。

保護者の就労や疾病などにより、認可保育施設等での保育を必要とする子どもが対象となります。保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である保育必要量（保育標準時間・保育短時間）が決定されます。

※ 保育の認定事由によって、認定期間が異なります。

2号認定 満3歳以上から就学前の子どもが対象となります。

3号認定 満3歳未満の子どもが対象となります。

《認定区分表》

主な施設	対象となる子ども	認定区分	教育・保育時間 （保育必要量）
私立幼稚園（新制度移行※1） 認定こども園（教育認定）	満3歳以上の就学前の子ども	1号認定	教育標準時間
認可保育所（園） 認定こども園（保育認定）	満3歳以上で、保護者の就労や疾病 などにより、保育を必要とする子ども	2号認定	保育標準時間 保育短時間
認可保育所（園） 認定こども園（保育認定） 家庭的保育施設（※2） 小規模保育施設	満3歳未満で、保護者の就労や疾病 などにより、保育を必要とする子ども	3号認定	保育標準時間 保育短時間

※1 新制度に移行している私立幼稚園：平成27年から施行された子ども・子育て支援新制度へ移行している幼稚園（市内では信愛幼稚園・草津幼稚園が該当します。）

※2 家庭的保育施設の保育時間は、保育短時間の範囲（8：30～16：30）のみです。

③ 保育必要量とは

保育を利用する場合（2号認定・3号認定）は、保護者の働き方などの状況に合わせて、施設の利用可能時間である「保育必要量」が認定されます。

保育の必要量には、保育標準時間と保育短時間の2種類があります。

教育・保育時間	就労時間 ※1	施設利用可能時間 ※3	備考 ※4
保育標準時間	120時間以上／月 ※2	11時間／日	主にフルタイムの就労相当の方
保育短時間	60時間以上／月	8時間／日	主にパートタイムの就労相当の方

- ※1 就労時間には、休憩時間も含まれます。
- ※2 申請日時点で草津市に住んでいる（住民登録がある）方については、保育標準時間の算定のみ通勤時間も含まれます。
- ※3 施設利用可能時間は、保育標準時間の認定を受けた場合は、1日11時間までの範囲、保育短時間の認定を受けた場合は、1日8時間までの範囲となりますが、就労の要件で入所される場合、ご利用いただける時間は、原則「就労時間+通勤時間」です。
開園・閉園の時間は、施設により異なります。
- ※4 就労以外の認定事由についても、保護者の状況に応じて「保育の必要量」が認定されます。

④ 保育を必要とする事由と認定期間

子どもを養育する保護者のいずれもが、次の「保育を必要とする事由」を備えるとき、その事由により必要な期間、認定を受けることができます。事由により必要な期間とは、その事由の開始日を含む月の1日から、終了日を含む月の末日までとなります。

事由ごとに必要な提出書類について：入所申込み手続きについて（P14）

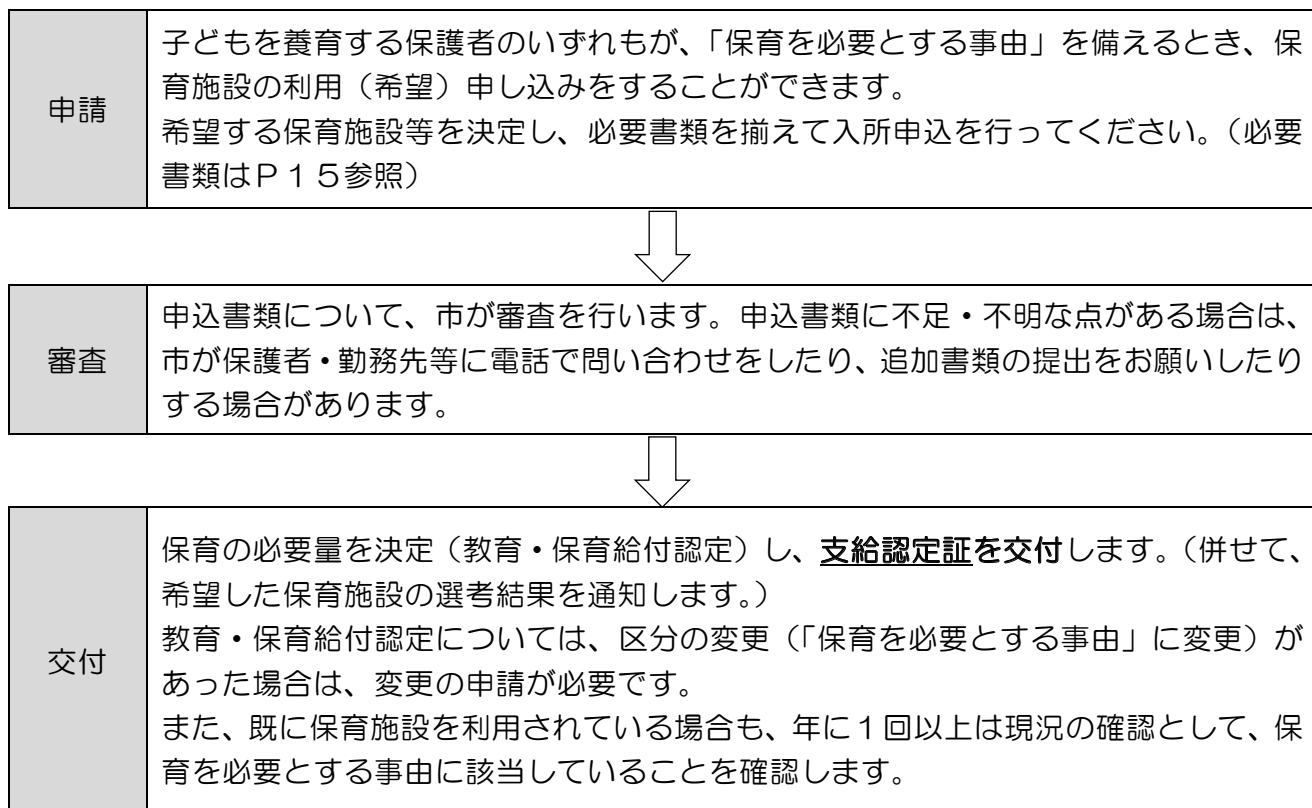
各書類の受取場所や記入者、提出先について：（参考）各書類の一覧（P50）

No.	保育を必要とする事由	認定期間	保育必要量	
			保育標準時間	保育短時間
1	就労※1	就労している期間（120時間以上／月）※2	○	○
		就労している期間（60時間以上／月）	△	○
2	妊娠・出産	出産月を除いた産前2か月前から 出産月を除いた産後6か月後まで	○	○
3	疾病・障害	事由による必要な期間	○	○
4	同居の親族の介護・看護		○	○
5	災害復旧		○	○
6	求職活動	認定希望月の初日から起算して3か月間	△	○
7	就学※1	就学している期間（120時間以上／月）※2	○	○
		就学している期間（120時間未満／月）	△	○
8	虐待・DV	事由による必要な期間	○	○
9	育児休業（取得時に保育利用していた場合）	育児休業取得期間 ※出産月を除いた産後6ヶ月後までは、 「妊娠・出産」の事由で保育標準時間認定を利用可能です。	△	○
10	その他 ※市の処遇委員会において、認定された子どもを入所させる場合など	事由による必要な期間	内容により区分を決定	

- ※1 就労・就学時間には、休憩時間も含まれます。
- ※2 申請日時点で草津市に住んでいる（住民登録がある）方については、保育標準時間の算定のみ通勤・通学時間も含まれます。

- ・ 保育を必要とする事由に該当しなくなった場合、認定や入所決定の取消または退所となる場合があります。
- ・ 年に1回以上は現況の確認として、保育を必要とする事由に該当していることを確認します。そのため、就労証明書などを提出していただく必要があります。
- ・ 保育を必要とする事由によっては、兄弟姉妹で保育の必要量が異なる場合があります。

⑤ 教育・保育給付認定手続きの流れ



⑥ 認定区分（保育必要量）や事由、住所や氏名の変更

保育短時間から保育標準時間といった保育の必要量を変更する場合や住所や氏名を変更した場合などには、変更の申請が必要です。

（例）

パートタイム→フルタイム（就労時間の変更による保育標準時間への変更）
求職中 →フルタイム（事由の変更による保育標準時間への変更）
フルタイム →求職中 （事由の変更による保育短時間への変更）

教育・保育給付
認定変更申請書
（兼児童台帳）

市内転居や氏名変更 （認定証記載内容の変更）
結婚・離婚・同居・別居等（世帯状況の変更）

教育・保育給付
認定申請内容変更届

認定にかかる変更の申請は、保育必要量に関係することから、できる限り早い時期に提出をお願いします。なお、変更後の認定期間の始期は、申請のあった月の翌月1日からです。

変更の事例		提出が必要な書類			備考
		認定変更 申請書	申請内容 変更届	添付書類	
認定区分 の変更	保育施設を利用（希望） 中に、幼稚園等の利用 を希望する場合 （2号→1号）	○	不要	なし	同時に前施設 分の退園届が 必要です。
	幼稚園等を利用（希望） 中に、保育施設の利用 を希望する場合 （1号→2号）	※備考			※新規申込書 類一式が必要 です。
保育が 必要な 期間の 変更	求職活動⇔就労の変更	○	不要	就労証明書 または求職活動をす ることの誓約書 （市様式）	
	就労→妊娠・出産			母子手帳の写し	
	妊娠・出産→育児休業			育児休業の期間、復 帰予定日が明記され た就労証明書 （市様式）	
	妊娠・出産→就労			就労証明書 （市様式）	
	育児休業→就労				
	就労期間の変更				
	就労時間の変更			△	
就学時間の変更		就学証明書（市様式） および 時間割の分かる書類			
世帯状況 の変更	子どもの父母および 同じ住所地に住む祖父 母について、家族構成 が変わるとき（結婚・ 離婚・同居・別居等）	△	○	結婚の場合は、追加 になる人の認定事由 が確認できるもの	
住所のみの変更		不要	○	なし	
氏名のみの変更		不要	○	なし	

※その他、入所申込時の申込内容から変更がある場合には、変更の申請が必要になる場合があります。

(4) 幼児教育・保育の無償化について

幼稚園、保育所（園）、認定こども園などを利用する3～5歳児クラスの子どもの利用料は無償化の対象となります。（住民税非課税世帯は0～2歳児クラスも対象です。）

1 認可保育施設を利用する場合

保育所（園）、認定こども園（保育認定）、地域型保育施設、幼稚園・認定こども園（教育認定）

手続き不要です。

保育料は無料となります。

（保育認定のお子さんが利用する延長の利用料は、無償化の対象外です。）

2 認可外保育施設等（※1）を利用する場合

認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児・病後児保育事業、ベビーシッター

施設または制度ご利用前に手続きが必要です。

市から事前に「保育の必要性の認定」を受けなければ無償化の対象になりません。

【3～5歳児クラス】月額 37,000 円まで無償

【0～2歳児クラス】住民税非課税世帯のみ

月額 42,000 円まで無償

3 私学助成のある私立幼稚園（※2）を利用する場合

入園前に手続きが必要です。

【満3歳～5歳児】月額 25,700 円まで無償

4 幼稚園・認定こども園（教育認定）または、私学助成のある私立幼稚園を利用し、さらに預かり保育（※3）を利用する場合

施設または制度ご利用前に手続きが必要です。

市から事前に「保育の必要性の認定」を受けなければ無償化の対象になりません。

【3～5歳児クラス】

預かり保育料が日額 450 円まで無償

（月額 11,300 円まで）

【満3歳になった日から3歳児クラスになるまで】

＜住民税非課税世帯のみ＞

預かり保育料が日額 450 円まで無償

（月額 16,300 円まで）

預かり保育をうまく活用すれば、無償で8時間利用することもできるかもしれません。ただし、無償になる料金には上限額があります。また、おやつ代等の別途費用がかかる場合もあるため、希望の施設の預かり時間や日数、料金などはしっかり確認しましょう。

※1「認可外保育施設等」については都道府県に届出し、国が定める基準を満たす施設のみが無償化の対象になります。

※2「私学助成のある私立幼稚園」は市内では若竹幼稚園、光泉カトリック幼稚園となります。

※3 通所施設の預かり保育時間等が一定の基準よりも少ない場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象になることがあります。（給付には手続きが必要です。）

「保育の必要性の認定」とは？

保護者すべてにいずれかの要件が認められる場合に、申請に基づき市が認定します。

*就労（月60時間以上）

*妊娠・出産

*疾病・障害

*同居親族の介護・看護

*災害復旧への従事

*求職活動・起業準備

*就学

*虐待やDVのおそれ

*育児休業（取得時に保育利用している場合）

*その他市が認める場合

- 必要な手続き等、詳しくは市が配布するリーフレットや、市ホームページをご覧ください。
- 保育料以外の実費（給食費（主食費・副食費）、教材費、行事費等）は無償化の対象外です。
- 私学助成のある私立幼稚園を利用される方は、入園料（月額に換算し、保育料と併せて 25,700 円まで）も無償化の対象です。また、世帯所得によっては副食費の徴収が免除になる場合があります。

幼児教育・保育の無償化についての詳細は、こちらの市ホームページから確認していただけます。

https://www.city.kusatsu.shiga.jp/kosodate/ksodateoen/oshirase/yoji_free.html



(5) 特別な支援を必要とする児童のための教育・保育について

① 特別支援教育・保育について

草津市では、障がいや発達上の課題があるために、認可保育施設等の集団生活の中で特別な支援を必要とする児童のための教育・保育（特別支援教育・保育）を実施しています。通常の職員配置に加えて支援体制を手厚くする（「加配」）など、それぞれの子どもの必要とされる教育・保育内容と条件を整え、家庭と協力して支援を行います。

対象児	草津市特別支援処遇委員会において、認可保育施設等の集団生活の中で特別な支援（医療的ケアを含む）が必要と判断された児童。 ※障害者手帳や診断名の有無は問わず、生活の様子や発達検査結果等をもとに検討します。（医療的ケアが必要な児童については、別途医師の診断等が必要となります。）
対象施設	市内認可保育所（園）、公・私立認定こども園 ※私立認定こども園（1号認定）については施設が直接入園決定をしますので、受け入れの体制など各施設にお問合せください。私立幼稚園での特別支援については、別途、各施設にお問合せください。
特別支援の内容	○職員配置を充実させることで、集団生活の中での児童の発達を個別に配慮します。 ○家庭と連携しながら「個別の支援計画」を作成し、施設内で支援内容を共有していきます。 ○発達支援センター職員が発達相談を実施し、保護者と園とともに児童の成長を確認します。 など

② 草津市特別支援処遇委員会について

上記の特別支援教育・保育を受けるために、その児童にどのような支援が必要なのかを「草津市特別支援処遇委員会」で審議します。その際、審議の参考とするために、発達相談（発達検査）を受けていただく必要があります。特別な支援を希望される方は、保育所等の入所申し込み書類の提出より前に、できるだけお早めに下記問い合わせ先にご相談ください。

<草津市在住の方>

市の発達支援センター等において、必要な方へ発達相談（発達検査）を実施しています。
相談未実施の方は下記までお問い合わせください。

発達支援センター（渋川福祉センター3階 077-569-0353）

<他市町村からの転入の方>

前市町村や受診されていた医療機関等で発達検査を受けた方は、検査結果等の用意をお願いします（おおむね1年以内のもの）。発達検査を受けたことのない方は、下記問い合わせ先にご相談ください。

<医療的ケアを必要とする方>

個別にご案内いたしますので下記までお問い合わせください。

幼児課 指導研修係（さわやか保健センター2階 077-561-6878）

③ その他

- ・ 加配制度の利用を希望される方のうち、次年度4月入所予定の方については10月～12月に、途中入所の方は入所希望月の前月に、草津市特別支援処遇委員会で審議を行います。
- ・ 保育所（園）、認定こども園（2・3号認定）の入所にあたっては、定員に空きがある状況でも、新たに加配職員を確保することが難しい場合など、施設の受け入れ体制が整わない場合は入所決定できないことがあります。そのため、認可保育施設等に入所申込みいただく際は、可能な限り第2、第3希望まで施設名の記入をお願いしています。保護者の希望を尊重しながら調整できるよう努めておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

